

(様式第1号)

平成27年 第1回 芦屋市環境審議会 会議録

日 時	平成28年3月22日(火) 14:30~16:30
場 所	芦屋市役所東館3階 中会議室
出 席 者	会 長 久 隆 浩 副 会 長 岸 壽 子 委 員 伊 藤 明 子 委 員 井 上 尚 之 委 員 林 まゆみ 委 員 上 田 久 美 子 委 員 近 藤 博 幸 委 員 西 野 悦 子 委 員 畑 中 俊 彦 委 員 寺 前 尊 文 欠 席 委 員 津 久 井 進 欠 席 委 員 乾 久 晴 事 務 局 北 川 加 津 美 事 務 局 長 岡 良 徳 事 務 局 太 田 暁 弘 事 務 局 大 脇 亮 允 行 政 職 員 東 実 行 政 職 員 足 立 覚 行 政 職 員 山 中 辰 則
事 務 局	環 境 課
会 議 の 公 開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 名

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 市長挨拶

(3) 会 議

1) 委員出席状況の報告

2) 署名委員の指名

3) 議 事

・第2次芦屋市環境計画の進捗状況について(平成26年度分)

・第3次芦屋市環境保全率先実行計画の推進状況について(平成26年度分)

・第4次芦屋市環境保全率先実行計画の策定について

(4) 閉 会

## 2 提出資料

### 次第

- 資料① 第2次芦屋市環境計画実績及び自己評価報告書（平成26年度）
- 資料②-1 平成26年度芦屋市環境保全率先実行計画進捗状況 概要
- 資料②-2 平成26年度芦屋市環境保全率先実行計画推進状況（年間実績）の結果について
- 資料③-1 第4次芦屋市環境保全率先実行計画 概要
- 資料③-2 第4次芦屋市環境保全率先実行計画
- 資料③-3 エコオフィス行動の手引き（職員編）
- 資料③-4 エコオフィス行動の手引き（管理者編）
- 資料③-5 庁内省エネパトロールの実施

## 3 会議経過

### 開会

○長岡課長：定刻になりましたので、会長におかれましてはご出席のご連絡はいただいておりますが、少し遅れていらっしゃるようですが、申し訳ございませんが、平成27年度第1回芦屋市環境審議会を開催させていただきます。本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。事務局の環境課の長岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議につきましては、お手元の会議次第により進行させていただきます。会の開会に先立ちまして、山中市長より一言ご挨拶申し上げます。

### 市長挨拶

○山中市長：皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、今日は芦屋市環境審議会にご出席をいただき、ありがとうございます。大変春らしい暖かい日になりまして、桜の開花が今日か明日かと待ち遠しいところでございますけれども、あまり早く咲いてしまいますと桜まつりには散ってしまいますので、痛し痒しでございますが、東京も今日は開花ということでございます。平素は、それぞれ先生方におかれましては環境行政をはじめ市政の全般に渡ってご指導いただいておりますことについて、心からお礼を申し上げたいと存じます。

昨年度から、委員をお引き受けいただいている先生方につきましては、「第3次芦屋市環境計画」の策定にあたりまして、ご意見をいただきました。それにそって、「人と環境とのすやかな関わりを誇れる都市・あしや」の実現を目指して、今、取り組んでいるところでございます。

昨年は、地球規模で申しますと、COP21が開催をされまして、21世紀末までの地球の平均気温上昇を、産業革命以前と比べて少なくとも2度未満に抑えるということを目指し、196の国・地域が協力をし合っていくということで取り組んでいくところです。本市におきましても、平成13年に「芦屋市環境保全率先実行計画」を策定をいたしまして、その後、改定を経て、地球温暖化防止に向けて、環境負荷の低減への取組を進めさせていただいているところでございます。この度、「第4次芦屋市環境保全率先実行計画」を策定しましたので、本日は、それぞれ計画の進捗状況等をご報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○長岡課長：ありがとうございました。では次に、芦屋市環境審議会の久会長より一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

## 会長挨拶

○久会長：駐車場が混んでおりまして、遅れてしまい申し訳ございませんでした。先ほど市長のご挨拶にございましたように昨年度までは計画づくりを一生懸命にさせていただいておりましたが、計画を作ってそこからスタートでございますので、しっかりと進捗管理をさせていただこうと思いません。よろしくお願いします。

## 委員及び行政職員紹介

○長岡会長：ありがとうございました。続きまして、本日の委員の皆様及び本日出席の行政職員の紹介をさせていただきます。まず、改めまして久会長でございます。

○久会長：よろしくお願いします。

○長岡課長：岸副会長でございます。

○岸副会長：よろしくお願いいたします。

○長岡課長：伊藤委員でございます。

○伊藤委員：よろしくお願いいたします。

○長岡課長：井上委員でございます。

○井上委員：井上でございます。よろしくお願いします。

○長岡課長：上田委員でございます。

○上田委員：上田でございます。よろしくお願いいたします。

○長岡課長：近藤委員でございます。

○近藤委員：近藤でございます。今日はよろしくお願いいたします。

○長岡課長：西野委員でございます。

○西野委員：よろしくお願いいたします。

○長岡課長：林委員におかれましては、駐車場が混んでいるということで、遅れられるとご連絡いただいております。続きまして、市議会を代表いたしまして畑中議員でございます。

○畑中委員：どうも畑中でございます。よろしくお願いいたします。

- 長岡課長：寺前議員でございます。
- 寺前委員：寺前でございます。どうぞよろしく申し上げます。
- 長岡課長：引き続きまして、行政職員の紹介をさせていただきます。市民生活部長の北川でございます。
- 北川部長：市民生活部長の北川です。よろしく申し上げます。
- 長岡課長：都市建設部都市計画課の東でございます。
- 東課長：よろしくお願いいたします。
- 長岡課長：都市建設部公園緑地課の足立でございます。
- 足立課長：よろしくお願いいたします。
- 長岡課長：市民生活部環境施設課の山中でございます。
- 山中課長：山中です。よろしく申し上げます。
- 長岡課長：環境課長の長岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。環境課主査の太田でございます。
- 太田主査：よろしく申し上げます。
- 長岡課長：環境課保全係の大脇でございます。
- 大脇主事：よろしく申し上げます。
- 長岡課長：本日出席の職員は以上でございます。なお、申し訳ございませんが、市長は次の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。
- 山中市長：どうぞよろしくお願いいたします。

— 市長退席 —

- 長岡課長：それでは、次第に沿って進めさせていただきます。久会長様、議事の進行の方をよろしくお願いいたします。

○久会長：まず、最初に本日の委員の出席状況について報告をお願いします。

### 委員出席状況の報告

○太田主査：委員定数12名中9名（後に10名）の委員が、出席されておられます。芦屋市環境審議会規則第5条の規定で、過半数以上の出席で成立となっておりますので、会議は成立しております。また、会議の公開等についてですが、芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議等の場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっておりますが、特にご意見がなければ公開させていただくことと考えております。

— 異議なしの声があがる —

○太田主査：また、議事録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例第7条に公文書の公開義務が規定されております。この規定に非公開情報の規定があり、それにより判断することになりますが、本日の委員会は原則公開と考えております。なお、公開内容としては、ご発言いただいた委員のお名前も含むものとなっておりますので、ご了解願います。

### 署名委員の指名

○久会長：はい、ありがとうございます。それでは、続きまして議事録の署名委員を指名させていただきます。慣例で、名簿順でお願いをしていたかと思えます。前回は、乾委員様までお願いさせていただきましたので、今回は井上委員と上田委員で、よろしくお願いします。続きまして、本日、審議の傍聴はおられますでしょうか。

○太田主査：今のところございませんが、傍聴の方がお見えになりましたら、諮らせていただくこととなりますのでよろしくお願いします。

### 議事

#### 第2次芦屋市環境計画の進捗状況について（平成26年度分）

○久会長：その時は、よろしくお願いいたします。それでは、次第に従いまして議題の方に参りたいと思いますが、本日は、特に、諮問事項はございません。報告事項が3件ございます。初めに、報告事項1件目の「第2次芦屋市環境計画」の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

○大脇主事：それでは、お手元の資料①第2次芦屋市環境計画実績及び自己評価報告書と書かれた資料をご覧ください。まず、資料の内容を説明する前にこの報告書について説明させていただきます。ページを一枚めくっていただいたところの「本報告書について」をご覧ください。こちらは平成27年3月に策定した第3次芦屋市環境計画の進行管理について抜粋しています。第3次計画では、施策や取組をPDCAサイクルにより管理し、継続的な改善を図ることとしています。PDCAサイクルを回すため、本報告書は、個別施策・取組ごとの実施状況、自己評価、施策の見直し（改善案）について各所属に照会し、それを取りまとめたものを庁内の会議に報告した上で、総括及び基本目標ごとの総合評価を行い作成しています。本日は、こちらの表の中ほどにございますAの総合的

評価となり、本報告書により環境審議会の委員の皆様にご報告させていただきます。また、この後の予定といたしましては、本日いただきましたご意見を踏まえ、本報告書を適宜修正したのち、年次報告書として市民に公表いたします。今回、ご報告する平成26年度については、第2次芦屋市環境計画の計画期間ではありますが、第3次計画が策定され、PDCA サイクルでの進行管理を定めたことから、第3次計画の方法に沿い、このような様式でご報告させていただくこととなりました。

中ほどの「総括」については、最後にご説明いたします。それでは内容に移らせていただきます。2ページをご覧くださいとともに、お配りいたしております「第3次芦屋市環境計画」の6ページもご覧ください。この6ページに記載しております①～⑤の基本目標（テーマごとの目標）ごとに報告書を作成しております。また、計画書をめくっていただいた7ページ・8ページ目をご覧ください。こちらの見開き1ページと報告書の2ページ・3ページが一致するように作成しています。計画書では、中ほどに施策の方向として大きな方向性を示し、さらに施策（取組）として、具体的な内容を示しています。また、ページの下部には施策に関連する指標を示し、その右側には指標をグラフや表にしたものをお示ししています。この計画書の内容と、報告書の内容は一致しており、報告書の上部には指標とグラフ・表があり、また、その下の各課施策・取組み状況一覧とかかれた表の左端には、計画書でお示した施策の方向とその右側には施策（取組）があり、計画書の順番どおりに記載しています。

さらに、そこから右側に、個別施策・取組や自己評価とその理由、26年度の実績と続き、自己評価がCの場合や大きく取組内容に変更が予定されている場合は、27年度以降の取組内容（改善案）を記載しています。また、改善案がいつから実施され、実施に必要な措置についても記載しています。また、26年度の実績が前年度と比べどの程度進捗したか確認できるように、参考として、25年度・24年度の取組内容を記載しています。そして、報告書の左上に総合評価と書かれたものは、自己評価の集約結果から基本目標全体を見て総合的に評価したものとなっております。ページの一番下の評価基準をご覧ください。各課が行う自己評価及び全体をみて行う総合評価については、どちらもA：進んだ、B：現状維持、C：後退したの3段階で評価しています。本報告書は以上の構成で、基本目標ごとに作成しています。本日は、時間の都合上、自己評価がBであったものは割愛し、自己評価がAやCだったものを中心に説明させていただきます。

それでは、報告書の2ページ、基本目標①の「自然環境を守る」についてです。表の下から2段目の財産区における松くい虫の防除については、被害が年々減少していることから自己評価がAとなりました。その他の項目については、市民を対象とした観察会や講座を開催し、周知や啓発活動を行いました。目標である「自然環境を守る取組」を大きく前進させるには至っていないため、総合評価はBといたしました。今後、市民と協同での生きもの調査や市民・事業者の活動を支援する仕組みを構築する必要があります。

次に4ページ目をご覧ください。基本目標②「健康で快適な生活環境を創る」についてです。指標については、増減を繰り返しながらも概ね目指すべき方向に進んでいます。施策の自己評価は、全てBとなっておりますが、表の一番上の環境の測定については、27年度のとりくみとして、市の大気環境測定局のデータを兵庫県ホームページでリアルタイムで見れるように更新したり、測定車による市内での測定を業務委託にして、専門性の向上と業務の流動化を図るなどの取組を実施することとしています。全ての施策・取組の自己評価がBであったため、総合評価もBとしました。

次に6ページをご覧ください。基本目標③「美しいまちなみを育む」についてです。指標については、目指すべき方向に進んでいないものや横ばいのものがある状況です。もう1ページめくっていただいた7ページ目の中ほどの、芦屋わがまちクリーン大作戦については、地域の企業や学校などの民間ボランティアが参加しやすいよう、内容を変更したことから自己評価がAとなっています。また、2段下にございます市民マナー条例については、市民マナー条例推進連絡会を立ち上げ、市・市民・事業者が一体となって施策を推進していく体制が整ったこと、そして条例をわかり易く伝えるため、神戸芸術工科大学との協働による漫画を用いた啓発チラシの作成などにより施策が進んだとして自己評価がAとなっています。6ページ目に戻っていただいて、表の中ほど芦屋川沿道等の無電柱化については、電線の管理者との協議に時間を要し、予定通り計画が進んでいないことから自己評価がCとなっています。なお、こちらについては、2、3年以内には無電柱化工事に着手していく予定です。全体として、各施策の内容に概ね変更がなく、自己評価もBが中心だったことから総合評価はBといたしました。

次に8ページをご覧ください。基本目標④「地球温暖化を防ぐ」です。指標については、全て目指すべき方向に進んでいます。個別施策については、中ほどの小中学校での省エネプロジェクトでは、児童・生徒が環境問題に興味を持ち、取組を実施することで基準年比7.6%を達成したことから、自己評価がAとなっている他、公共施設、学校園での省エネ化や街路灯のLED化が進んでおり自己評価がAとなっています。一方、表の2段目の地球温暖化や節電・省エネの啓発事業については、特に大きな事業として、毎年、あしや秋まつりに出店し、市民に啓発活動を行ってきましたが、あしや秋まつりが台風により中止となったため、自己評価はCとしました。全体としては、公共施設の省エネ化によりエネルギーの有効利用が進みつつあるため、総合評価はAとしました。

次に10ページをご覧ください。基本目標⑤「循環型社会を創る」です。指標については、ゴミの排出量、リサイクル率、リユースに関するイベントについては目指すべき方向に進んでいますが、スリムリサイクル宣言の店舗数や環境処理センターの見学者数は目指すべき方向には進んでいません。表の中ほどのフリーマーケット等については、③の再生家具類等の展示・販売を行うリユースフェスタの来場者数が前年度の4.6倍になったことから、自己評価をAとしています。また、ページをめくっていただいて、下から3段目と2段目にございます水資源の有効な活用について、広報紙を使った啓発を行ったり、歩道の透水性舗装が進んだので自己評価をAとしています。一方、表の一番上のリサイクルについての取組では、家庭用品の交換会やリサイクル教室を開催していましたが、実施主体である消費者協会が休止したため、例年通りの事業を行なえなかったので自己評価をCとしています。なお、こちらについては、27年度からは、イベント時にリサイクルの啓発を行うように内容を変更しています。また、ページ中ほどのグリーン購入に係る啓発については、市民に対する啓発等を行っていませんでしたので、施策未実施としました。これを受け、27年度には、グリーン購入について知ることができるよう、ホームページを作成し、啓発を行っています。以上の内容を踏まえ、施策としては例年通りの業務を行っており、大きな変更が少ないため、総合評価はBとしました。

最後に、1ページ目に戻っていただいて「総括」とその下のグラフをご覧ください。こちらのグラフは、各基本目標ごとに自己評価の数を示しており、一番下には、基本目標ごとの総合評価を示しています。また、右端には、全体を通しての自己評価のA,B,Cの割合を示しています。平成26年度の、個別施策・取組の自己評価については、Bの現状維持が73%と最も多く、次いでA

の進んだが19%、Cの後退したが6%、施策の実施が出来なかったものが2%となっています。基本目標ごとの総合評価では、基本目標④の「地球温暖化」のみがAであり、その他の基本目標はBとなりました。基本目標④については、省エネの取組やLED化などの温室効果ガスの排出量を削減する取組が進んでいることを評価しAとしました。基本目標①の自然環境については、市内で観察される生き物を報告する仕組み創りや市で活動している団体や事業者を支援する仕組み創りを検討し、市民・事業者とともに市内の自然環境を保全することが必要となります。今回の報告では、各所属からの見直し（改善案）の記載が少なかったですが、維持管理業務などであっても改善できる点はございますので、来年度以降の照会では、可能な限り見直し（改善案）を記載することとし、継続的な改善を図っていきます。以上で簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○久会長：ありがとうございました。それではただ今の内容につきまして、ご質問いただければと思います。私の方から1点気になったことがございまして、8ページ目の「地球温暖化を防ぐ」の地球温暖化や節電・省エネに関心を持たせるための啓発事業について、このままでしたら、あしや秋まつりをやればA、やなければCとなってしまいます。もう少し啓発活動のメニューを増やしていただいて、そのトータルとしてどれだけの方の意識が変わってきたかというところを評価していただく仕組みの方がよろしいんじゃないでしょうか。

○長岡課長：ご意見ありがとうございます。確かに、秋まつりをするかしないかだけの判断になってきていますので、今後は環境特集号であるとかさまざまなイベントを通じて節電や省エネについて周知啓発活動に取組んでまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

### 第3次芦屋市環境保全率先実行計画の推進状況について（平成26年度分）

○久会長：他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に、報告事項2件目の「第3次芦屋市環境保全率先実行計画」の推進状況について、事務局から説明をお願いします。

○太田主査：それでは、資料②をご覧くださいませでしょうか。1枚ものの資料②-1が1部、資料②-2と書かれたホッチキス止めの物が1部ですが、お手元にありますでしょうか。それでは説明をさせていただきたくと思いますが、分量が多いため基本的には資料②-1に沿って説明させていただきます。まず、簡単に計画のおさらいをさせていただきます。「第3次芦屋市環境保全率先実行計画」は、平成11年に施行された、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（通称「温対法」）に基づき、平成21年度を基準年度といたしまして、市の様々な取組を通して、平成23年度～27年度の5年間を計画期間としまして、市の事務事業から出る温室効果ガスを削減する事を目標に策定したものでございます。資料②-1の①～⑦が、計画の主な目標設定項目となりますので、それでは①から順番に平成26年度の進捗状況を説明させていただきます。

①温室効果ガス総排出量の削減です。温室効果ガス総排出量を基準年度の平成21年度比5%以上の削減することを目標としています。平成26年度に本市の事務事業によって排出された温室効果ガスは12,428t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度である平成21年度と比較して、削減どころか4.2%増加してしまいました。原因といたしましては、基準年度以降に保健福祉センター、潮芦屋交流センター等の新規施設が開設されたことと南芦屋浜地区の公益灯が増設されていることが挙げら



れます。参考までに、表中のかっこ書きには、新規施設を除いた数値を記載させていただいております。新規施設を除きますと基準年度比 $-2.3\%$ となります。

平成26年度の温室効果ガスの原因となるものが、電力使用量が $77\%$ 、都市ガスが $19.6\%$ の割合となりますので、②・③と続いて説明させていただきます。②電力使用量の削減です。目標は①と同じく基準年度比 $5\%$ 以上の削減です。平成26年度に本市の事務事業で使用された電力は $32,567\text{MWh}$ であり、基準年度である平成21年度と比較して、こちらも逆に $2.3\%$ 増加しました。本庁舎等では、LED化やお盆閉庁等により、基準年度比 $25.7\%$ 減となりましたが、①の温室効果ガスの総排出量と同じく、新規施設等の開設により全体の使用量は増加しております。こちらも参考までに、表中のかっこ書きに記新規施設を除いた数値を記載させていただいております。新規施設を除いた場合は、基準年度比 $-4.4\%$ となります。

③市施設等で使用する燃料使用量の削減です。目標は同じく基準年度比 $5\%$ 以上削減です。燃料使用量のほとんどが都市ガスの使用によるものですが、平成26年度に市施設等で使用された燃料は熱量換算で $55,158\text{GJ}$ となっております。基準年度である平成21年度と比較して $11.6\%$ 増加しました。この原因は新規施設等が開設されたことに加え、学校園で都市ガスを使用するガス空調が新たに導入されたことや、電気空調からガス空調への更新によるものと考えられるため、新規施設を除いた場合でも、 $4.7\%$ 増加しております。

④環境への負荷低減のための水使用量の削減です。目標は基準年度比 $2\%$ 以上の削減です。平成26年度に市施設等で使用された上水は $263,999\text{m}^3$ であり、基準年度である平成21年度と比較して $2.4\%$ 削減しました。これは、全庁的な節水の取組に加え、平成26年度は海浜公園水泳プールが工事のため、一時休業していたことが影響しています。最新の数値である平成27年度上半期では、基準年比 $1.2\%$ 増、新規施設を除いた場合は $-8.6\%$ となっており、目標達成は困難な状況です。

⑤公用車で使用する燃料の削減です。目標はガソリンの使用は基準年度比 $5\%$ 以上削減であり、軽油の使用は基準年度より増加しないとしています。平成26年度に公用車で使用されたガソリンは $61,859\text{L}$ であり、基準年度である平成21年度と比較して $2.4\%$ 削減しました。一方、軽油の使用量は $32,710\text{L}$ であり、基準年度と比較して倍以上の増加となりました。これは、天然ガス車からディーゼル車への更新によるものですので、単純に目標数値との比較は困難な状態となっております。

⑥電気自動車・ハイブリッド自動車の導入です。目標は10台以上導入することとなっております。こちらの部分については、最新の平成27年度末の数値である12台を記載しております。平成26年度では7台の導入でしたが、平成27年度末には12台導入されていますので、目標は達成できております。

⑦環境への負荷低減のための用紙類の使用量の削減です。目標は平成17年度から平成21年度における用紙使用量の平均の数値である $18,321$ 千枚より増加させないとなっております。平成26年度に本市の事務事業で使用された用紙類は $22,789$ 千枚であり、基準値に比べ増加しました。これは、平成19年度に庁内のシステムが更新され、連続帳票からコピー用紙への切り替えがあったことや市民サービスの向上のための紙資料が増加したことに加え、平成26年度は各種計画の見直しのため資料として大量のコピー用紙が使用されたことによるものと考えられます。また、学校園において基準年度から児童・生徒が増加していることも原因と考えられます。

以上、第3次計画の平成26年度の実績を簡単に説明させていただきましたが、⑥の電気自動

車・ハイブリッド自動車の導入目標以外は、目標達成は困難な状態となっております。以上です。

○久会長：ありがとうございます。何かご質問等がございますか。

○井上委員：1ページ目の③市施設等で使用する燃料使用量の削減について、①や②は新規の施設を除けば削減していますが、燃料使用量については新規の施設を除いても増加しているんですよね。その理由は何ですか。

○太田主査：小中学校の方で、新たに都市ガスを利用した空調を導入したことと電気空調からガス空調への更新がありましたので、都市ガスの使用量が増えてしまっている状態です。

○井上委員：しかし、電気も2.3%増加していますよね。電気空調からガス空調への更新があったのにもかかわらず、2.3%増加しているのはどうお考えですか。

○太田主査：新規施設の影響が大きいと考えております。

○井上委員：電気空調を止めて都市ガスにしたのにも関わらず、2.3%増加しているのは矛盾しませんか。

○太田主査：取組等で削減している以上に新規施設の影響が大きく、2.3%増加になっているものと考えております。

○井上委員：要するに、学校園等で人数が増えれば、使用量が増えるのは確実なんです。ここは絶対値で出されていますが、人数が増えれば増えるものなので、人数で割った原単位で表すことが多いのですが、芦屋市は絶対量でお示ししていますよね。一人あたりの電気使用量、都市ガス使用量として出せば、また違う視点が出てくると思いますが、そういう原単位で取り扱う計画は無いんでしょうか。私の大学でもこのようにやっているんですが、毎年人数が変わりますので、絶対量で比較できないため、人数で割った値を出して比較しています。芦屋市の場合では、原単位で出すというお考えはないんですかね。

○長岡課長：先生が仰るように二つの方法があって、一つは省エネ法で求められる原単位であって、人口などで割って、それがどれだけ効率的になったかを知る物差しがございます。今回の率先につきましては総量で比較するという方法を取っており、他市でも全体でどれくらいのエネルギーが出て、どれくらい削減できているかといところを見ているところもございますので、一旦、率先の方では、原単位という手法は採ってございません。

○井上委員：絶対値でやった方がすっきりしていいですが、そういう原単位でやっているというところもあることを知っていただけたらと思います。

○長岡課長：ありがとうございます。

- 久会長：今、井上先生が仰られたことは原因究明の時に、どういうデータがあった方がいいのか、それぞれ分かりやすいデータを使っていただけたらと思います。具体的には資料②-2の方に少し細かく記載してあって、6ページ目に都市ガスの使用量の項目があり、学校でのガス空調が導入されたことについては、学校園のところで基準年度比が12.8%増加しているところで分かります。しかし、その下の病院や環境処理センターもかなり増加していますので、この辺りも分析がいるかと思います。さらに言えばもう少し施設毎の細かなデータがあれば、どこが増えているのかという細かい分析ができますが、この辺りの分析はやられているのでしょうか。
- 長岡課長：個別の施設毎の分析は行ってございません。例えば、電力の使用量の5ページの学校園のところを見ていただきますと、基準年度比0.9%減となっています。幼稚園には全て電気空調を入れたにもかかわらず電気が減っている。ということは、既設の分については、空調が電力から別の方法に移行したということで、それが6ページにございます学校園での都市ガスの増加につながっていきます。このように全体でのとらえ方はしておりますが、申し訳ございません。個別の施設毎での分析・評価は行っておりません。
- 久会長：それは環境課だけの責任ではなくて、それぞれの施設管理者が自分の事として細かく分析してそれを環境課に報告して、それをまとめてここに掲載するというのが本来の筋道かなと思います。その辺りの習慣づけも、今後は、施設管理者とともに取り組んでいただけたらと思います。
- 長岡課長：久会長が仰られたように、第4次の率先実行計画では、それぞれの施設毎に目標値を設定して取り組んでいただき、環境課の方でも随時、四半期ごとにチェックする仕組みも作っていますので、今後は施設所管課と一緒にやっていきたいと考えております。ありがとうございます。
- 久会長：ありがとうございます。私の大学でも、学報には毎月、学部ごとの電気・エネルギーの使用量を一覧表にして載せており、ここが使いすぎだとか頑張っているというように分かるようにしていますので、そういうように常に評価ができるようデータテーブルなども有効に活用いただければと思います。
- 長岡課長：仰っていただいたように「見える化」については、意識してやっていきたいと思っております。
- 久会長：他にございますか。
- 上田委員：⑤の公用車で使用する燃料について、天然ガス車からディーゼル車へ変更したためこれだけ軽油の使用量が増加したということですね。ということはこれだけ負荷が大きいということは予想以上だったということでしょうか。
- 長岡課長：特に天然ガスの自動車を使っている職場というのが、収集事業課でございまして、ゴミの収集のパッカー車に使用していましたが、使用勝手が良くないという側面もございまして、新たに購入するパッカー車については、ディーゼル車でもクリーンディーゼル車というものがございまして、ディーゼル車の方にシフトしていった結果、こういった使用量が増えたという分析をして

おります。

#### 第4次芦屋市環境保全率先実行計画の策定について

○久会長：よろしいでしょうか。今までの質問と同じで、原材料を変えるような設備転換があると、なかなか基準年からの比較ができにくくなってしまいますので、その辺りの工夫も第4次の率先の計画ではしていただけたらと思います。それでは次の報告事項3件目の第4次芦屋市環境保全率先実行計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

○太田係長：それでは、資料③に沿って説明したく思いますが、こちらにも非常にたくさんの資料がございます。1枚ものの資料③-1、資料③-2としましてホッチキス止めのものが1部、1枚ものの資料③-3、資料③-4としましてホッチキス止めのものが1部、最後に1枚ものの資料③-5でございます。資料を全て見るお時間がございませんので、基本的に資料③-1の概要を中心に説明させていただきます。

まず1「計画の目的」です。先ほどの第3次芦屋市環境保全率先実行計画と同じ「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づきまして温室効果ガスの排出を削減するための行動計画として策定しています。

2「計画の期間」です。計画期間は平成28年度～平成32年度までの5年間で基準年度は平成26年度とします。目標設定を行い、結果を振り返る期間として5年間で最適という考えの元に、引き続き5年間という期間を設定させていただいております。

3「目標」及び4「計画の改定のポイント」です。合わせて説明させていただきます。まず、目標は記載のとおり、平成32年度までに、(1)温室効果ガス総排出量を基準年度比で5%以上削減する。(2)エネルギー使用量を基準年度比で同じく5%以上削減する事を目標とします。この2つを目標項目に設定した理由と5%の数値設定についてですが、4「計画の改定のポイント」の表をご覧くださいまして、先ほどの平成26年度の進捗でもご説明させていただきましたとおり、第3次計画では、温室効果ガス排出量、エネルギー使用量以外にも、水道使用量、電気自動車・ハイブリッド自動車の導入、コピー用紙の使用量など様々な項目を目標としていました。しかし先ほど説明させていただいたとおり、電自動車・ハイブリッド自動車の導入以外は、いずれも目標達成が困難な状況です。これら、前計画の達成状況を踏まえ、第4次計画では、温室効果ガスの排出量に直接関係のある、温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の2つに目標を絞り、重点的に温室効果ガス排出量の削減を目指します。ただし、その他の項目についても、目標設定はしませんが、引き続き取組は継続していきます。次に、5%の目標数値ですが、今回、市すべての施設担当部署に照会をし、原則6%の削減をお願いし、利用者の増加や既に省エネ改修が済んでいる施設については、個別に削減目標を提出いただき、調整した結果、市全体として、5%の削減を目標値として設定いたしました。施設毎の削減目標値については資料③-2の30・31ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。目標値の妥当性といたしましては、省エネ法に基づきますと毎年1%のエネルギー効率を求められておりますことと、国においては、短期目標として、平成32年度までに平成17年度比3.8%の削減を目標としており、これを平成25年度比に置き直しますと、4.6%の削減となりますことから本市の目標値でございます5%の削減目標は整合性があると考えます。

次に5「計画の対象範囲」です。市が行うすべての事務事業を対象とし、指定管理の施設も含み

ます。ただし、廃棄物焼却、下水処理につきましては、市域全体の活動に起因されること、また、麻酔は医療行為であるため目標設定に不適切であることから、温室効果ガスの算定から除外します。

6「計画の対象ガス」です。「温対法」で定められた温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを対象とし、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素は、発生量がきわめて少なく、排出量の把握が技術的に困難なため、算定対象外とします。

次に7「基準年度（平成26年度）における温室効果ガスの排出状況」です。表及び円グラフをご覧ください。CO<sub>2</sub>排出の原因といたしまして、電力が85.5%、都市ガスが12.4%となっており、両者を合わせますと97.9%となっていることから、電力と都市ガスの消費が主な原因となっているのがお分かりいただけるかと思えます。先ほどの4「計画改定のポイント」で、目標項目を2つに絞り重点的に温室効果ガスの削減に取り組むとご説明させていただきましたが、この割合からみましても、エネルギー使用量のうち、電気・ガスの使用の削減に重点的に取り組むことが、温室効果ガスの削減に直結することがご理解いただけるかと思えます。

次に裏面の2ページに移ります。8「その他の第3次計画からの変更点」です。大きく前計画から変更がございましたところを2点ほどご説明させていただきます。まず（1）新規施設の取扱です。大規模な新規施設、基準年度に稼働のなかった施設に関しては、基準年度の数値に足しこむようにします。これは、先ほどの第3次計画の説明において、何度もお話しさせていただきましたが、新規施設の影響により、目標達成が著しく困難となり、取組状況の把握がしにくくなるという反省に基づき、第4次計画ではこのような取扱いとさせていただきます。（2）温室効果ガス排出量の算定方法です。電力の使用による温室効果ガスの排出量を計算する際、今までは基準年度の排出係数で固定し算定していましたが、電力自由化の全面開始を踏まえ、より排出係数の小さい電力を調達した場合は、排出量に反映できるよう、排出係数を今までのように固定化せず、電力の調達毎に排出係数を使用して、温室効果ガス排出量を算定することとします。これによって、エネルギー使用量の削減は難しくても、温室効果ガスの排出量は減少させることが可能となり、排出係数の少ない電力の調達を促進するインセンティブになると考えております。

次に9「目標達成に向けた取組」です。こちらの部分につきましては、前計画からの変更内容について、新規・拡充・継続とカッコ書きで記載させていただいています。新規・拡充を中心に説明させていただきます。（1）エコオフィス行動の実践①行動の手引きですが、資料③-3が職員一人ひとりに向けた手引きで、身近ですぐに取り組める具体的な内容を記載しております。次に資料③-4が施設管理者及び管理職向けの手引きとして作成いたしました。図書館等での省エネ診断の実績や環境配慮事項を出来るだけコンパクトにまとめた内容となっております。先ほど環境計画のご説明の際に、イベントである秋まつりのお話でしたが、こちら資料③-4の11ページの「5イベントの開催に関すること」といたしまして新しく管理者向けにイベント開催に伴う環境負荷の低減について記載しています。前計画では、職員がすることと、管理者・所属長が行うべきことが、区別されずに内容も総花的に羅列していたため、職員編と管理者編に分け、内容も具体的な取組につながるように見直しました。（1）エコオフィス行動の実践②職員の意識向上に移ります。環境課より環境関連の情報を全職員に対し定期的に提供することで、積極的な省エネにつながる取組を新たに設けたいと思っております。

次に（2）施設管理・運用等に関する取組です。こちら①～⑤について、①から順にご説明させていただきます。①庁内省エネパトロールの定期実施です。こちらは新規の項目となり

ます。資料③-5をご覧ください。エコリーダーと環境課職員とで1月に1回程度、省エネの取組状況を確認するため、庁内を巡回してそれぞれの職場での節電やその他の取組に対してどういった状況であるかを把握したいと考えています。資料については後ほどゆっくりとご覧いただければと思います。②庁内研修の充実です。現在、EMSの研修において、EMSの制度理解を中心とした研修になっていますが、制度の理解から環境問題を中心とした研修へ移行していきたいと考えております。③空調機器等の運用マニュアルの作成です。空調等のマニュアルが設置されていない施設については、環境課が施設担当課をサポートし、一緒に空調の設定温度等を決めてマニュアルを作成してまいります。④については継続の項目となりますので割愛させていただきます。⑤環境に配慮した電力調達です。先ほどの温室効果ガス排出量の算定方法で触れましたが、電力自由化の全面開始を踏まえ、電力調達に関する配慮指針を環境課と契約事務担当課を始めとする関係課で協議し、平成28年度中に策定してまいります。具体的には、電気の供給を受ける契約に関して、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況を3つの柱として、点数化し、一定の点数を上回る事業者に入札・見積もり合わせの参加資格を与えることを考えております。

次に10「計画の推進と点検」です。推進体制につきましては、環境保全率先実行計画推進員及びエコリーダーを継続して設置いたします。点検体制につきましては、当該年の取組と削減目標を毎年設定し、翌年度には取組の振り返りと削減量の確認を行い、それを繰り返すことにより最終年度での目標達成を目指します。

最後に本計画、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量については、市ホームページで公表するとともに、市の取組を市民の皆様へ、広報あしや環境特集号等を通じて、周知・啓発に努めてまいります。

先ほど話ができました調査票のことですが、資料③-4の10ページをご覧くださいまして、四角に囲われたところですが、第4次計画では、施設を持っている所管課につきましては、このような調査票を配りまして毎年のエネルギーの使用量をグラフ化しまして、目に見える形にして現在の状況を分かるようにしていきたいと考えております。

簡単ですが、説明は以上になります。

○久会長：ありがとうございます。それでは委員の皆さんご意見、ご質問があればお願いします。それでは、私の方から1つ。資料③-1の2ページ目の(1)新規施設等の取扱についてですが、確かにこのようにした方が比較はできるんでしょうけども、実際に基準年度の使用量からの増減についての実績と、新規施設を割り戻して反映したものの両方あった方がよろしいんじゃないかと思いません。比較するだけでなく、やはりどれだけ絶対値として増えてるか減ってるか気になるところでございまして、そうしないと施設をどんどん作ってもいいよという話になってしまうので、施設作るのには構わないけれども、施設を作るということはエネルギーの使用も増えますよということ。そういう意味では、あまり実態を隠さない方がいいんじゃないかなと思います。来年度以降、評価を行って行くと思いますので検討いただければと思います。

○長岡課長：3次の計画の考え方でいきますと新規の施設ができてしまえば目標の達成はできないという仕組みでございましたので、今回の4次の計画では既存の施設は当然削減対象になりますし、新規の施設についても同じ割合で削減していくという方向性は持ち続けていきたいと考えてござい

す。会長が仰っていただいたとおり、基準年度に比べて具体的にどれだけ増えたのかというところにつきましては、新年度調査を進めていく際に考慮してお示しできるような方向で考えていきたいと思ひます。

○久会長：ありがとうございます。2段構えでも私は構わないと思ひます。実態というか状況がよく判断でき、次のステップに行くためにあるわけですから。他いかがでしょうか。庁内省エネパトロールで、パソコンのシャットダウン忘れにはイエローカード出すとありますが、2回目以降はどうするのでしょうか。と言ひますのは、かつて岸和田市の職員でござい方がおられまして、環境課から退庁時にはパソコンを落としてくださひと願ひしているにも関わらず、やはり忘れて帰られる方がおられたわけですが、そこで言ったでしよと済まらず、どんどん電源を抜いて行ってしまう。次の日来て、誰が抜いたんやと怒られても、つけっぱなしだったんで抜きましたけどなんか文句ありまして。ですから1回目は人間ですから、ミスは仕方ないかと思ひますが、2回、3回同じような部署であるようでしたら、イエローカード以外の対策も考えてもいいかと思ひますが。

○北川部長：できるだけ最初取組む時は、力が入るんですけども、あとでマンネリ化することがダメだと思ひますので、先生が仰ることも含めて、その辺りは今後の計画の中でチェックしていくという様にはしていきたくと思ひます。

○久会長：よろしく願ひいたします。他いかがでしょうか。私ばかりで申し訳ないですが、資料③-3の職員向けの中で、パソコンの省エネについて書かれていますが、パソコンの設定の方で省エネ設定というものができますので、ですから、パソコンの納入の時に標準としてこのようなものを入れといてくれと願ひをして、業者にやってもらえればいいのかと思ひます。後から調整するのは難しいので、芦屋市に納入するパソコンは省エネモードを設定されていますというように形にするのも一つかなと思ひます。

○長岡課長：機器の更新の際には、いただいたご意見を反映するよう対応したいと思ひます。いろいろな機種のパソコンが入っている現状でござひますので、操作性も機種によって違うという現状でござひますので、会長様が仰っていただいたように最初からそういう設定にするんだということで情報政策課の方とも話をしていきたいと思ひます。

○久会長：本日、はじめて東館に地下の駐車場から地下通路で来たのですが、あれほど明るくなくてもいいのではと思ひました。暗くしたら暗くしたで、もっと明るくしろとなるのかもしれないけれども。

○長岡課長：地下通路については、人感センサーがついていますので、一定の時間、人が通らなければ照度が落ちる仕組みになっています。地下ですのでどれくらい暗く出来るのかというのがござひますし、やはり目の不自由な方もござひますので、適正かどうかについてはまた、確認しておきたいと思ひます。

○西野委員：土日につきましては、あまりにも暗すぎで危険じゃないかと思います。あのギャップは、なんとかならないんでしょうか。土日に会議がある時に地下駐車場を使用すると暗すぎて危険かなと思います。ほんとに真っ暗です。

○長岡課長：確かに照明を落としておりますし、場合によっては、現在、本庁舎の改修を行ってございますので、そういった関係で電気をつけていないのかもしれませんが。

○西野委員：いや、この2、3年のことです。

○長岡課長：そうですか。管財課の方にこういったご意見がございましたとお伝えさせていただきます。

○伊藤委員：質問です。もう一つ目標設定について理解できなかったのですが、平成26年度を基準として5%以上削減というのは、これは総量でということですよ。

○太田主査：はい。

○伊藤委員：ですよ。それで、その目標設定の背景として資料③-2の5ページに「省エネ法」に基づき、エネルギー使用量を原単位で年平均1%以上削減することを求められていることを根拠に5年間なので5%以上の削減としているのご説明だったと思うのですが、省エネ法は原単位ということで、今回の目標は総量なので、そこはちょっと食い違っているのではないかという点と、基準年度を平成26年度にすることの妥当性がどこにあるのかという点を教えて欲しいです。

○太田主査：基準年度につきましては、計画を作る際に、実績が出ている最新年度として平成26年度を採用させていただいております。目標設定については、計画改定のポイントで表をつけさせていただいていますが、温室効果ガスの削減を重点的に取り組むということで、ずばり温室効果ガスの総排出量を5%以上削減することとエネルギー使用量を5%以上削減としています。仰っていただいているとおり省エネ法における年1%以上の効率化の分と合わせまして、こちらの取組2つを目標にしているのですが、基本的に温室効果ガス排出量の内、ほとんどがエネルギーの使用が占めていますので、両方とも5%以上削減とするのが分かりやすいとして目標を設定しています。

○伊藤委員：その点をお聞きしているのではなくて、省エネ法は原単位で考えていますが、この度の計画では原単位での目標にされていないということの齟齬についてお聞きしているんです。先ほどの井上先生のご質問とリンクすると思うのですが、省エネ法の削減目標を根拠に5%を設定したのであれば、原単位でないとおかしいのではなかという素朴な疑問なんです。なぜ、総量なのかとところです。総量なのは別にかまわないのですが、総量であるならば省エネ法の原単位で年1%以上から5%というのは根拠にならないのではというお話です。

○長岡課長：このポイントといたしましては、市がどれだけ削減するのかという数値を出すことが



必要でございまして、その考えといたしまして、じゃあ何%が適正なのかとなったところで、一つは人口が変わらなければ省エネ法で行きますと毎年1%ずつの削減していくということでございますので、5%という数値が一つ出てくると国の短期的な目標もございまして、そちらも約5%弱くらいをこの5年間で削減しようという目標がございまして、そういった2つの側面から本市の目標として5%が適正でないかとして導いた数値です。

○伊藤委員：ちょっとよくわからないんですけど。原単位を採用しないというのはどうしてなんでしょうか。

○長岡課長：省エネ法についての報告につきましては原単位での報告という仕組みがございまして、そこは既に市であり教育委員会で報告しているところではございますが、またこの率先につきましてはその原単位ということではなくて総量をどういった傾向にあるかということを押さえていくという方向でございまして、原単位を採用していないということでございます。

○久会長：市全体としてどれだけ増えているか減っているかという総量をしっかりと押さえないといけないところですね。そして市はいろいろなタイプの施設を持っていますので、原単位といっても何で割ったらいいねんというのがぜんぜん違ふと。先ほどの生徒数で割ったらいいのか、床面積で割ったらいいのか、それともゴミでは総量で割ったらいいのかグラム数で割ったらいいのかと、いろいろ違うので、それぞれ別でそれを後から足すのがいいのかということ、それならば全体がどれだけ増減しているかということを見させてもらいましょうとこういう話でいいのかなと思います。

○伊藤委員：それでは、省エネ法に基づく原単位の推移というのは、ここはまた別のところでご報告されているということでしょうか。

○長岡課長：一定規模以上の事業者は提出する義務がございまして、行政も事業者として提出しているところがございます。

○久会長：他いかがでしょうか。

○井上委員：少し戻ってしまいますが、資料②-2の12ページの一番下の「芦屋市環境マネジメントシステムについて」で「市役所にISO14001に準拠した「芦屋市環境マネジメントシステム」を導入しています。」と書かれていますよね。それで、去年の12月にISO14001が改定されて、各企業はですね、今、書き換えているんですが、そういったしますと本市の場合はですね、今回の改定についてどういう対処をされた又はされる予定なんですか。この芦屋市環境マネジメントシステムは自己宣言されているんでしょうか。

○大脇主事：認証は取得していませんので、ISO14001に則って作成している自己宣言です。

○井上委員：今回のISO14001の改定にはどのように対応されるんでしょうか。

○大脇主事：まだ改定について対応はしておりませんで、この EMS と率先というのは、ある種車輪の両軸のようなところがございます、今回、率先を大規模に変えたことから EMS についても大規模に変えようかと考えております。その中で、ISO14001 に則ったものというよりは、独自システムも含めた改定を考えております。

○井上委員：本市は、環境マニュアルは作っておられるんですか。

○大脇主事：はい。

○井上委員：今のお話しでしたら、環境マニュアルを改定するのか、あるいは改定しないで独自で行くのかどちらなのでしょう。

○大脇主事：ISO14001 に則っていない独自システムというものを考えておりますので、それが環境マニュアルを変える形になるのか、別のマニュアルを新しく作るのかというのは、またあるのかとは思いますが。

○井上委員：ということでは、今回の ISO14001 の改定については直接対応しないで、もう市独自で行くということですね。

○大脇主事：はい、そのように考えております。

○井上委員：なるほど、理解しました。ありがとうございます。

○久会長：豊中も ISO に則ってないですね。環境監査の専門家の先生が、わざわざ取得する必要はないですよとそれ以上のことをやっているんだから、取得にお金を使う必要はないですよとアドバイスをいただいていますので、芦屋も芦屋で目標に向けて独自システムを構築しながら頑張っていくんだという宣言をされてやっていけば、それはそれでしっかりとした独自システムだと思います。

○久会長：他いかがでしょうか。よろしゅうございますか。先ほどの伊藤委員のご質問と被るのですが、26年度を基準にするということは、いままでの実績をチャラにするということですから、増えているところと減っているところがあって、本当はマイナス10%くらいしないと目標に達成しないというような場合もありますが、それを一旦リセットしてマイナス5%ということですから、本当はそうなんだよと全庁的に職員に周知しておく必要があると、5%と設定しているけどほんとはもっと必要ですよと、場合によっては一番遠くの基準年から一度見直してみるということも、ひょっとしたら必要かもしれません。よろしいでしょうか、それでは、全ての議事が終了しましたけれども、全体を通して、何か言いたいことはございますでしょうか。

○林委員：全体というか、少し戻って恐縮なんですけれども、第2次芦屋市環境計画の実績について全般にわたって分からないところがございます。というのは、実施の自己評価の主体は担当課という項目で評価されているんですけれども、全般に行政の自己評価になるのでしょうか。市民・事

業者・行政の3者の中で、行政に重きをおいて、市民の活動の評価、啓発活動などは行っていますがこれはほとんど行政のことで、実際に自然環境が守られているのかというそういった実績、自然環境自体の評価がどこがどうなのかよくわからない。以前、芦屋の河川域における外来種とか、市民や専門家が奥池周辺に集まっているような活動をされているとか、市民の活動だとか自然活動の現状だとか、それから、他にもいろいろ事業者の取組であるとか、全体としてのエネルギー排出量がどういった形で推移しているのかとか。調査方法が限られるというところは有ると思うんですけども、少し行政の成果と評価が全体の大部分を占めていると感じるので、もうちょっと市民だとか事業者だとかの評価、あるいは環境というからには環境そのものの評価、そういったところはちょっと手薄いような気がしてしまいます。すいません、その辺り補足説明があればと思うのですが。

○長岡課長：お答えになっているかというところですが、どうしても行政の仕事の評価というところにつきましては、それぞれ計画を持っているところが、それぞれの考え方で評価をしているのが実態でございますし、環境の部分につきましては、第3次計画の中では、従来の行政が主体という考え方から事業者であったり、市民の皆さまがそれぞれどういった役割があるのかというところにつきまして、取組の明示をしてございますので、今後、3次の計画の評価におきましては、主体である事業者がどのような活動をしてきたのかという視点も含めて、評価をしていくことになろうかと思いますが、今回の26年度の評価については、仰っていただいているとおり不十分な点があったかと思えます。試行的な面もございましたので、いただきましたご意見を元に来年度の評価につきましては、そういった視点での評価ができるのかも含めまして検討させていただきます。

○久会長：市役所が事務局になっていたなら市役所がしんどいかと思うんですけど、豊中なんかでは、市民環境会議というのがあります、事業者、市民がいて講演会をやったりと。ほんとはそういうシステムがあれば、市民、事業所の評価もできるんでしょうけどね。それを市役所が事務局をやれば、また市役所ばかりとなってしまうので、本来は市民側が事務局をやっていたらいい。

○長岡課長：実は、第3次の計画の中で、環境づくり推進会議というものが従来からございまして、市内の環境団体の方であるとか知見をお持ちの方に集まっていたんですけど、従来、どちらかというとその団体が主体で動いてしまっていた傾向がございます。そういった反省も含めまして、第3次の計画では、市内のいろんな活動されている団体がございまして、それを環境づくり推進会議がコーディネートして行って、いろんな団体をつなげて広げていくということで現在お話しさせていただいているところでございますので、3次計画の10年間の間では、是非ともそういった有機的な団体のつながりの形を作れたらと考えております。

○久会長：場合によっては、NPOセンターなんかにも入っていただく。

○長岡課長：NPOさんにも環境の活動されているところはございますので、そういったところをつなげていく仕組みを現在作っているところです。

○久会長：他ないでしょうか。

○西野委員：市民農園の申込者数が増えていっている中で、実際の市民農園が活用されていないように見えることがあります。というのは募集期間の関係があつて、春に次の募集があるため、秋にはもう耕作を放棄するということがあります。本当に有効活用できていないということが見受けられます。その辺はいかがなものなのでしょうか。

○久会長：それは市が管理をしている農園なのでしょうか。

○長岡課長：はい、市の農園で2年に1回申込みの受付を行っています。

○西野委員：それが、だいたい市民農園だと春まき、秋まきとなるんですが、2年の終わる時には、もう放棄ではないですけど、今ここで植えても収穫の時には期間が過ぎてしまっていて収穫できないのがあるから放棄しちゃうという状況になっていると思います。ですので、申込みの時期をもう少し変えるだけで、有効利用できると思うのですが。

○久会長：いわゆる端境期の時期に切替えられるようにすればということですね。

○長岡課長：実態が分かっていなくお答えできませんが、いただいたご意見は担当課にお伝えいたします。

○伊藤委員：折角の機会なので、この委員会と趣旨が違うかもしれませんが、松くい虫の防除の被害が年々減少していることについて、松くい虫の防除をする際に、伐採をされているのかもしれないですが、EUでは禁止されているネオニコチノイド系の農薬について、これは松くい虫の防除だけでなく街路樹などもそうなのですが、市としてネオニコチノイド系の農薬は使用しないなど決められているのか、決めていただいた方がいいのではとの意見です。大変、細かいことで恐縮ですが。

○長岡課長：松くい虫の防除に効く農薬ということでしょうか。

○伊藤委員：松くい虫の防除として使用されている農薬にもいろいろ種類があると思うんですけど、ネオニコチノイド系の農薬というのは日本では禁止されていませんが、EUでは禁止されていますので、松くい虫の防除に限らず、市で農薬を使用される場合にはネオニコチノイド系の農薬は控えられる方がいいのではとの意見です。

○長岡課長：一度、調べさせていただきます。

○久会長：他いかがでしょう。先ほども申しあげましたとおり、環境課はマネジメントする部署であつて、すべての部署・職員が常に環境のことを意識できるようなものになっていけばいいかなと思います。以上で本日の議事につきましては、全て終了しました。事務局からその他、連絡事項等がありますか。

## 閉会

○長岡課長：特にご報告はございません。本当に年度末のお忙しい中、このようにお集まりいただきまして、また貴重なご意見を賜りまして本当にありがとうございます。いただきましたご意見につきましては、順次、反映させていきたいと考えてございますので、今後ともご指導をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○久会長：それでは、以上で環境審議会を終わります。ありがとうございました。

— 一同ありがとうございました。 —

以 上

※この会議録については、署名委員に内容を確認の上、署名をいただいています。